

新旧対照表

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例施行規則

新	旧
<p>(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)</p> <p>第2条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「条例」という。）第51条の2第2項（条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第134条第2項（条例第160条、第165条の3、第172条及び第182条（条例第197条において準用する場合を含む。）並びに条例附則第29項において準用する場合を含む。）、第207条第4項、第231条第4項、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法（以下「電磁的方法」という。）は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(文書の交付に代えることができる電磁的方法等)</p> <p>第2条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号。以下「条例」という。）第51条の2第2項（条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第134条第2項（条例第160条、第165条の3、第172条及び第182条（条例第197条において準用する場合を含む。）並びに条例附則第29項において準用する場合を含む。）、第207条第4項、第231条第4項、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める方法（以下「電磁的方法」という。）は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 (略)</p>